

# 南小国町くらし応援券取扱事業所の手引き



## 1. 事業概要

### (1) 商品券の利用期間

令和4年11月21日(月)～令和5年1月31日(火)

※有効期限を過ぎた商品券は無効とする。

### (2) 配布対象者

令和4年11月1日(基準日)時点で南小国町に住民票を有している方。

### (3) 使用方法

現金と同等にて使用可能。ただし、釣銭は出さないこと。

### (4) 使用できないもの

- ① 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・水道料金、バス・電車等(タクシーは除く))の公共料金
- ② たばこ、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ④ 出資や債務の支払い、取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業(ただし、同条第1項第1号から第3号を除く。)を行っている事業者
- ⑥ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑦ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払

## 2. 取扱店および換金

### (1) 対象事業所

南小国町内に店舗を構える商工業者及び小国郷地区のタクシー会社、病院、調剤薬局、JA阿蘇小国郷中央支所購買部、朝どり市(JA ガソリンスタンドは除く)等で、商工会員及び観光協会員、その他の事業者においては、「参加店登録申請書兼誓約書」を提出し登録した者。承認された取扱店は、取扱店一覧表に掲示。

### (2) 対象外事業所

1ページの(4)使用できないものを主とした事業所。その他、本事業の目的に添わない業種等。

### (3) 使用についての注意

- ① 見本券やコピーではないか、確認すること。
- ② 1枚1,000円として、現金と同様に扱うこと。ただし、釣銭は出さないこと。
- ③ 使用された商品券の裏面には必ず店舗名の記載又は押印を行うこと。  
(記載又は押印なき場合、換金手続きの際に換金が出来なくなります)

### (4) 換金方法

「換金請求書」に必要事項を記入し、使用済の「商品券」を持参し、南小国町商工会へ依頼する。原則として即日換金を行う。ただし、金額の多寡及び窓口の混雑状況によっては、南小国町商工会は翌日以降の換金をする場合があります。

### (5) 換金日時

令和4年11月21日(月)から令和5年2月28日(火)午前10時から午後3時まで

(令和5年3月1日以降は換金を行わない。)

(12月29日～1月3日までの年末年始期間は換金できません)

### (6) 換金時の注意事項

- ・換金する場合は、必ず商工会までご連絡下さい。
- ・換金期限を過ぎた請求は一切受け付けられません。
- ・商品券の裏面に取扱事業所名がなき場合は換金できません。

◎ この商品券は、取扱店一覧に掲載されているお店等でご使用いただけます。  
◎ この商品券の有効期限は、2023年1月31日迄ですので、ご注意ください。  
◎ この商品券は、お釣りが出ませんので、お支払いの際にはご注意ください。  
◎ この商品券は、現金及び官製品とのお引き換えはいたしません。  
◎ この商品券の盗難、紛失または滅失等に対し南小国町役場及び南小国町商工会はその責に及びませんので、速やかにご使用下さい。  
◎ 商品券の不正使用は厳禁とします。  
◎ 南小国町の公印なきものは無効です。

換金商店名 <b>見 本</b> 株式会社 南小国 ←	換金年月日 年 月
-----------------------------------	--------------

◆ 商品券取扱店へのお願い  
商品券を受領されたら速やかに、南小国町商工会窓口で現金とお引き換え下さい。  
引換期限は、2023年2月28日迄となっております。  
南小国町商工会 TEL (0967) 42-0142 ※土・日・祝日は休館

全ての券の裏面に、  
取扱い事業所名をご  
記入又は押印くださ  
い。ゴム印でも可

### (7) 換金に関する問い合わせ

〒869-2401 阿蘇郡南小国町赤馬場 1900-1 南小国町商工会 ☎0967-42-0142

南小国町商工会 様

## 南小国町第2弾くらし応援券換金請求書

事前にご記入ください。  
(ゴム印も可)

【取扱店情報】

令和4年12月1日

事業所名	株式会社 南小国		
住所・電話	南小国町満願寺●●●●●●●●●●	電話	42-●●●●●●
代表者名	黒川 太郎	持込者名	黒川 花子

【換金の内容】

くらし応援券換金枚数	100 枚	①
換金請求額 (①×1,000円)	100,000 円	②

※換金時間は 午前10時～午後3時 までとなっております。

※換金する場合は、必ず商工会までご連絡下さい。又、すべての商品券の裏面に必ず事業所名をご記入又は押印ください。

※換金請求書は、コピーしてご使用ください。

※10万円を超える換金がある場合は前日までに商工会へご連絡ください。

## 南小国町第2弾くらし応援券 受領書

令和 年 月 日

南小国町商工会 様

受領金額 円 \_\_\_\_\_

事前にご記入いただいて結構です。

南小国町くらし応援券換金額を上記の通り受領いたしました。

事業所名 \_\_\_\_\_

換金者名 \_\_\_\_\_